	㉑　平成二十六年度減収補塡債
	ア　平成二十六年度市場公募都市に係るもの
	イ　平成二十六年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

第七条第一項の表市町村の項第八号中「平成五年度から」を「平成六年度から」に改め、同号中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、同項第九号中「平成二十五年度まで」を「平成二十六年度まで」に改め、同号に次のように加える。

	㉑　平成二十六年度財源対策債
	ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
	(ア)　平成二十六年度市場公募都市に係るもの
	(イ)　平成二十六年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
	イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
	(ア)　平成二十六年度市場公募都市に係るもの
	(イ)　平成二十六年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
	ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
	(ア)　平成二十六年度市場公募都市に係るもの
	(イ)　平成二十六年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

第七条第一項の表市町村の項第十号(2)ア及びイ、(3)ア及びイ並びに(4)ア及びイを削り、同号(9)及び(10)中「(恒久的減税分)」を削り、同号中(11)を削り、(12)を(11)とし、(13)を(12)とし、(14)を(13)とし、同項第十二号中「平成二十五年度まで」を「平成二十六年度まで」に改め、同号に次のように加える。

	⑭　平成二十六年度臨時財政対策債
	ア　平成二十六年度市場公募都市に係るもの
	イ　平成二十六年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

第七条第一項の表市町村の項第十三号中「平成二十五年度まで」を「平成二十六年度まで」に、「東日本大震災全国緊急防災施策等に」を「東日本大震災全国緊急防災施策等に」に改め、同号(3)中「平成二十五年度東日本大震災全国緊急防災施策債」を「平成二十五年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」に改め、同号に次のように加える。

	(4)　平成二十六年度東日本大震災全国緊急防災施策等債
	ア　全国防災事業債分
	(ア)　平成二十六年度市場公募都市に係るもの
	(イ)　平成二十六年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
	イ　緊急防災・減災事業債分
	(ア)　平成二十六年度市場公募都市に係るもの
	(イ)　平成二十六年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

第九条第一項の表都道府県の項第一号中「国土交通省」を「密度補正に用いる密度は、国土交通省」に改め、同項第九号中「六〇・五一〇」を「六〇・八〇〇」に、「二、七二〇・〇」に、「三一八・五」を「三二〇・〇」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第八号1中「作付延べ面積」を「密度補正Ⅰに用いる密度は、作付延べ面積」に改め、同号3算式中「0.0313」を「0.0327」に、「0.0089」を「0.0091」に、「18.2545」を「18.6573」に改め、同号7中「三位」を「四位」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号1算式中「3.577」を「3.418」に、「12.885」を「12.322」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号1から4までを次のように改める。

1　密度補正Ⅱに用いる密度は、都道府県の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「都道府県密度」という。）を当該都道府県立病院の病床数で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。以下「都道府県立病院病床数密度」という。）と都道府県立リハビリテーション病院及び都道府県立大学附属病院の病床数を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。以下「都道府県立病院等病床数密度」という。）との合計数を当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。以下「都道府県立病院等病床数密度」という。）に三三七・一二を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。以下「都道府県立病院等病床数密度」という。）と都道府県立病院等病床数密度に三三七・一二